

川崎市保育サービス利用の あり方の検討について

川崎市保育サービス利用のあり方
検討結果報告書

平成23年12月
川崎市保育サービス利用のあり方
検討委員会

目次

はじめに	1
1 川崎市における保育サービスの現状	3
(1) 川崎市における人口と就学前児童	
(2) 川崎市における保育関連施策	
(3) 認可保育所数の推移等	
(4) 第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）	
(5) 子ども・子育て新システム	
2 川崎市における保育所運営費の現状	10
(1) 保育所運営費とは	
(2) 川崎市一般会計予算に占める保育事業費	
(3) 保育所運営費の推移	
(4) 保育所運営経費と負担割合	
3 川崎市における保護者負担額の現状	15
(1) 保育料とは	
(2) 川崎市の保育料の経緯	
(3) 平成23年度川崎市保育料金額表	
4 受益者負担のあり方の検討	19
(1) 検討課題	
(2) 検討の視点	
5 保育料等のあり方	21
(1) 認可保育所保育料金額表の世帯の階層区分の定義のあり方	
(2) 認可保育所保育料金額表の保育料額のあり方	
(3) 多子減免のあり方	
(4) 川崎市における保護者負担割合の検討結果	
6 家庭保育福祉員制度とおなかま保育室の利用者負担のあり方の検討	27
(1) 家庭保育福祉員制度の利用者負担	
(2) おなかま保育室の利用者負担	
7 その他の保育施策	29
(1) 保育料徴収における保育料収納率の向上に向けた取組み	
(2) 保育の質の向上に向けた取組み	
(3) 子育て支援の充実	
8 おわりに	30
9 川崎市保育サービス利用のあり方検討委員会経過	32
川崎市保育サービス利用のあり方検討委員会設置要綱	33

はじめに

川崎市においては、子育てを取り巻く環境が変化する中、平成19年度に策定された「川崎市保育緊急5か年計画」、その後の「川崎市保育緊急5か年計画（改訂版）」に基づき大幅な保育受入枠の拡大を中心とした取組を行ってきました。さらに、「川崎再生フロンティアプラン 第3期実行計画」や「川崎市新たな行財政改革プラン 第4次改革プラン」との整合を図り、平成23年3月に「第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」を策定し、さらなる保育施策の推進を計画したところです。そこでこれらに計画されている市民サービスの再構築の取り組みを進めるにあたり、今後の保育サービスのあり方について、検討する必要が生じてきました。この課題を遂行するために市長から委嘱を受けて、本年9月、「川崎市保育サービス利用のあり方検討委員会」を発足し、鋭意、検討を重ねてまいりました。

川崎市の保育が直面している主な課題は次のようなものです。

- 1 待機児童解消のための保育所の増設とそれに伴う保育所運営費等の増大
- 2 就労条件の変動に伴う保育時間延長等、人件費の増加
- 3 若い世代の人口増に対応するため、市民全体を対象とした子育て支援体制の整備

なかでも、もっとも緊急な対応を迫られているのは「保育サービスの受益と負担の適正化」です。川崎市の保育に関わる状況は、人口増加に伴う就学前児童数の増加、また女性の社会進出の進行や近年の社会経済状況の悪化などによる女性の就労意欲の高まりを受けて、認可保育所入所申請数が年々増加しています。また待機児童解消を目指して認可保育所の増設を進める中、認可保育所などの運営に係る費用は年々増加しています。一方で平成22年度一般会計決算において実質収支はプラスとなっていますが、市税収入は前年度比マイナス32億円の減収となっています。今後も保育所運営費などの扶助費等の義務的経費の支出は増加する傾向にあり、保育所運営費等についても引続き増加すると考えられます。

現在の川崎市の認可保育所の保育料は、市費の投入、及び国の徴収基準が8階層となっているところ26階層に細分化し保護者負担額の軽減を図っているところです。しかし保育料金額表の区分を比べると、世帯の階層区分の定義の幅や保育料額の幅が均衡に欠けるところが見受けられることが課題であると考えられます。

また、川崎市における保育関連施策を見ると認可保育所に比べ認可外保育事業の運営に要する費用や保護者負担額に差が見られます。

さらに川崎市が従来から実施している保育の質の向上を目指した研修も、認可保育所の増設という量的な拡充を行うとともに、更なる質の向上を図るため、研修の一層の充実、第三者評価受審の推奨等も望まれるところです。また、子育て支援に資する一時保育や地域子育て支援センター事業の充実も市民のニーズに適するものに拡大していく必要があります。

本委員会においては、このような状況を踏まえ、安定的な保育サービスの提供と、就学前児童の公平性確保に留意しつつ各種保育サービスについての受益と負担の適正化という観点から検討しましたので、ここに結果を報告いたします。

1 川崎市における保育サービスの現状

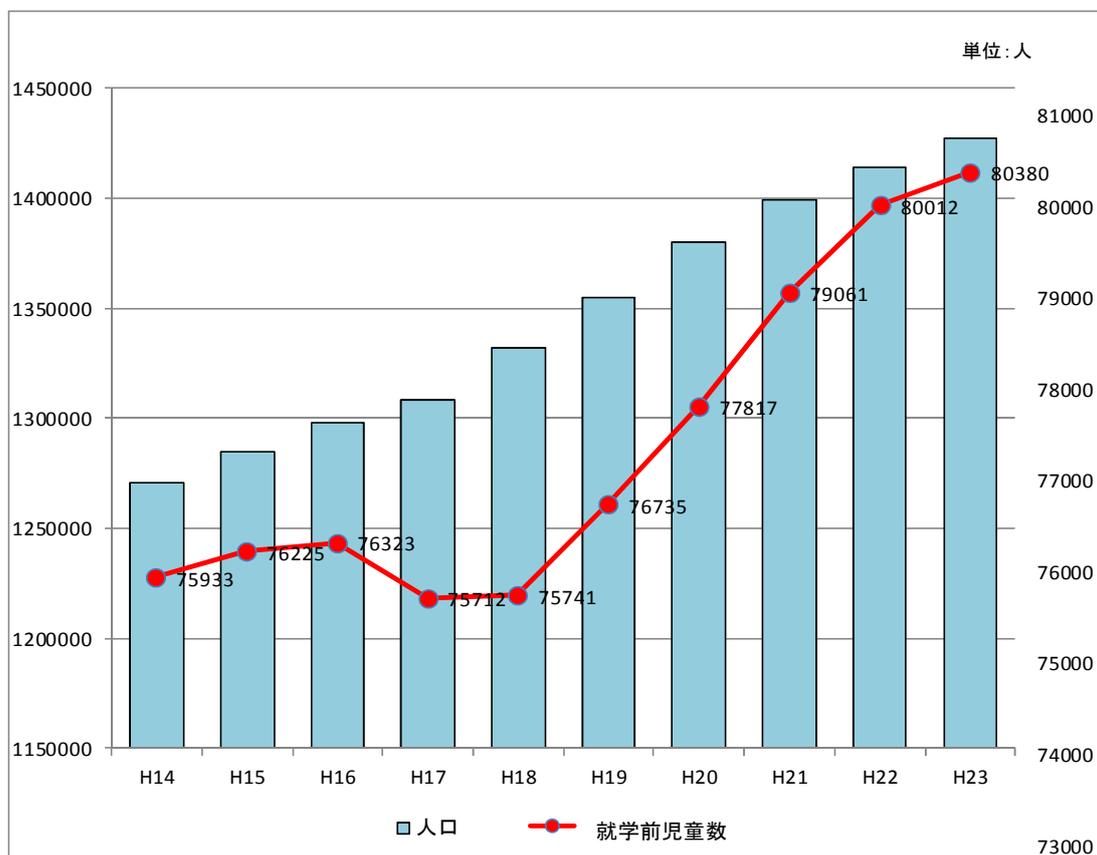
(1) 川崎市における人口と就学前児童

川崎市は平成14年度から毎年1%程度の人口増加が続いており、就学前児童数も同様に1%程度の増加となっており成長している都市といえます。(資料1-1)

資料 1-1

川崎市の人口と就学前児童数の推移

年度	H14	H15	H16	H17	H18
人口	1,270,984	1,284,963	1,297,901	1,308,313	1,332,035
増加数	—	13,979	12,938	10,412	23,722
増加率	—	1.01%	1.01%	1.01%	1.02%
就学前児童数	75,933	76,225	76,323	75,712	75,741
増加数	—	292	98	-611	29
増加率	—	1.00%	1.00%	0.99%	1.00%
年度	H19	H20	H21	H22	H23
人口	1,354,913	1,379,634	1,399,401	1,414,150	1,426,943
増加数	22,878	24,721	19,767	14,749	12,793
増加率	1.02%	1.02%	1.01%	1.01%	1.01%
就学前児童数	76,735	77,817	79,061	80,012	80,380
増加数	994	1,082	1,244	951	368
増加率	1.01%	1.01%	1.02%	1.01%	1.00%



一方、就学前児童の養育状況（資料 1-2）を見ると、認可保育所入所児童割合は 20.69%、認可外保育施設等入所児童割合は 6.32%、幼稚園児数は 29.05%、その他家庭等で保育されている児童の割合は 43.95%となっています。

資料 1-2

川崎市の就学前児童の養育状況

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
人口 (H23. 4. 1現在)	—	—	—	—	—	—	1,426,943
就学前児童数 (A)	14,120	13,935	13,837	13,376	12,840	12,272	80,380
〔人口比〕	0.99%	0.98%	0.97%	0.94%	0.90%	0.86%	5.63%
認可保育所入所児童数 (B)	1,283	2,695	3,075	3,330	3,267	2,980	16,630
〔構成比〕	8.31%	17.46%	19.92%	21.57%	21.17%	19.31%	100%
〔就学前児童割合〕	9.09%	19.34%	22.22%	24.90%	25.44%	24.28%	20.69%
認可外保育施設等入所児童数 (C)	605	1,365	1,204	820	1,083		5,077
〔構成比〕	13.45%	30.35%	26.77%	18.23%	24.08%		100%
〔就学前児童割合〕	4.28%	9.80%	8.70%	6.13%	4.31%		6.32%
幼稚園児数 (D)	—	—	—	6,863	8,239	8,245	23,347
〔構成比〕	—	—	—	28.56%	34.28%	34.31%	100%
〔就学前児童割合〕	—	—	—	51.31%	64.17%	67.19%	29.05%
在宅児童数 (E) = (A-B-C-D)	12,232	9,875	9,558	2,363	1,298		35,326
〔構成比〕	33.93%	27.39%	26.52%	6.56%	3.60%		100%
〔就学前児童割合〕	86.63%	70.86%	69.08%	17.67%	5.17%		43.95%

- 1) 認可保育所入所児童数は、平成23年4月1日現在の市内在住の入所者数
- 2) 認可外保育施設等入所児童数は、平成22年10月1日現在の利用者数
- 3) 幼稚園児数は、平成23年5月1日現在の市内在住の入園者数
- 4) 在宅児童数は就学前児童数から認可保育所入所児童数、認可外保育施設等入所児童数、幼稚園児数を差し引いた数

平成23年4月1日現在、本市における就学前児童数は80,380人であり、そのうち認可保育所に入所している児童は16,630人と全体の20.69%となっている。
 一方、認可保育所申込みをしたにも係らず入所できない児童（待機児童）を含め、5,077人、6.32%が認可外保育施設に通っている。
 また、幼稚園に通っている児童は23,347人、29.05%と約3割を占めている。

(2) 川崎市における保育関連施策

川崎市では、就学前児童に対する保育サービスとして児童福祉法第35条に基づく認可を受けた「認可保育所」、同法第6条の「家庭保育福祉事業」、児童福祉法第35条の認可を受けていない認可外保育事業である「かわさき保育室」、「おなかま保育室」、「認定保育園（地域保育園）」などの事業が提供されています。（資料1-3,1-4「川崎市における保育関連施策について」参照）

川崎市における保育関連施策について

資料1-3

●本市の保育施設の類型

施設類型	関係法令等	設置数等（H23.4.1現在）						
		公営保育所		民営保育所		合計		
認可保育所	児童福祉法第24条 35条第3項・第4項、39条	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
		68か所	6,470人	112か所	9,435人	120か所	15,905人	
家庭保育福祉事業 （家庭的保育事業・保育ママ）	児童福祉法第6条の2第9項 川崎市家庭保育福祉員制度運営要綱	居宅型		共同型		合計		
		人数	定員数	人数	定員数	人数	定員数	
		19人	72人	6人	18人	25人	90人	
かわさき保育室 （認可外保育施設）	かわさき保育室援護事業実施要綱	施設数	定員数					
		11か所	320人					
地域保育園（認可外保育施設）		施設数	定員数					
川崎市認定保育園	川崎市地域保育園援護事業実施要綱	44か所	2,490人					※H22.10.1現在
地域保育園	川崎市地域保育園援護事業実施要綱	80か所	2,894人					※H22.10.1現在
おなかま保育室 （認可外保育施設）	川崎市おなかま保育室事業実施要綱	施設数	定員数					
		14か所	345人					
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	保育所		幼稚園				
		施設数	定員数	施設数	定員数			
		1か所	120人	1か所	90人			
幼稚園	学校教育法第1条、第22条	施設数	定員数					
		86か所	21,521人					※H23.5.1現在

川崎市における保育関連施策について

●本市の保育施設の類型

施設類型	目的等	受入年齢
認可保育所	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設。	生後43日目（産休明け） ～小学校就学前
家庭保育福祉事業 （家庭的保育事業・保育ママ）	乳児又は幼児であって、保育に欠けるところがある場合に、家庭的保育者がその居宅その他の場所において、家庭的保育者（本市では家庭保育福祉員）による保育を行う事業。 本市においては、居宅型は家庭保育福祉員の居宅で実施、共同型は賃貸マンション等の一室を利用して実施。	生後43日目（産休明け） ～3歳未満
かわさき保育室 （認可外保育施設）	児童福祉法第35条第4項に規定する認可を受けていない保育施設であって、要綱に定める基準を満たし、市長が指定した施設をいう。	1歳～4歳未満
川崎市認定保育園 （認可外保育施設）	児童福祉法第39条（保育所の定義）に規定する業務を目的とする施設であって第35条第4項の規定により市長の認可を受けていない施設（地域保育園）のうち、要綱に掲げる対象施設の要件を具備しており、「川崎市認定保育園選定基準」に基づき、川崎市認定保育園として市長が指定した地域保育園をいう。	0歳～5歳
地域保育園 （認可外保育施設）	児童福祉法第39条（保育所の定義）に規定する業務を目的とする施設であって第35条第4項の規定により市長の認可を受けていない施設。	施設が設定
おなかま保育室 （認可外保育施設）	認可保育所に申込んだが入所できず、保護者の就労又は疾病等のため保育に欠ける児童を保護者に代わって家庭的環境の中で健康かつ安全に保育することにより、児童の福祉増進を図ることを目的とする施設。	生後6か月～3歳未満
認定こども園	就学前の子どもに対する教育及び保育を提供する機能、すなわち保育に欠ける子どもも、欠けない子どもも受け入れて教育及び保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を持った施設。 ①幼保連携型、②幼稚園型、③保育所型、④地方裁量型、の4つに分類される。	【保育所】 生後6か月～小学校就学前 【幼稚園】 3歳～5歳
幼稚園	幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。	満3歳～小学校就学前

(3) 認可保育所数の推移等

川崎市の認可保育所設置数は、平成14年度には112か所であったものが、平成23年度には180か所となっていますが、特に平成19年度から平成23年度にかけては57か所の増となっています。

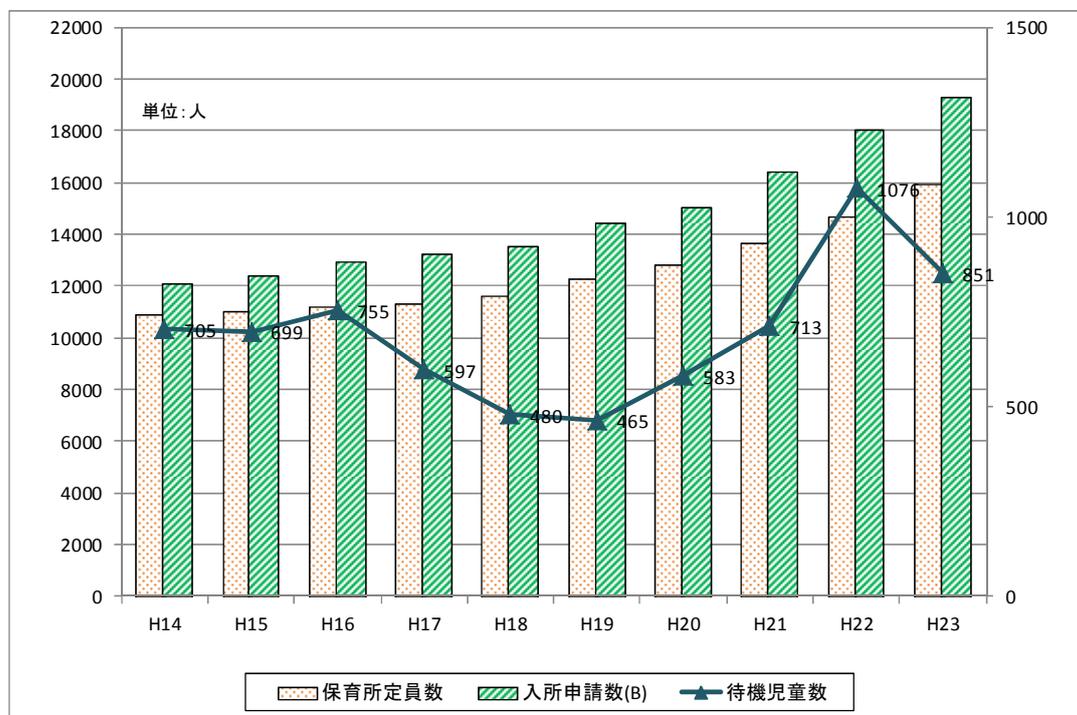
就学前児童数に対する入所申請者数の割合は平成14年度には15.9%であったものが、平成23年度には23.9%と毎年増加しており保育ニーズの高まりを示しています。(資料1-5)

認可保育所数の推移等

資料 1-5

各年度4月1日時点

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
保育所数	112	113	115	115	117	123	135	144	161	180
保育所定員数	10,845	10,965	11,175	11,295	11,590	12,250	12,785	13,605	14,675	15,905
就学前児童数(A)	75,933	76,225	76,323	75,712	75,741	76,735	77,817	79,061	80,012	80,380
入所申請数(B)	12,069	12,377	12,916	13,204	13,505	14,409	15,013	16,384	18,032	19,241
申込率(B/A)	15.9%	16.2%	16.9%	17.4%	17.8%	18.8%	19.3%	20.7%	22.5%	23.9%
入所児童数	10,727	10,991	11,386	11,676	12,034	12,820	13,475	14,430	15,435	16,630
待機児童数	705	699	755	597	480	465	583	713	1,076	851



これまで「川崎市保育緊急5か年計画」「第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)」に基づき、認可保育所の整備を進めているが、入所申請者数は増加し、今後も増加すると考えられる。

運営主体別保育所数の推移

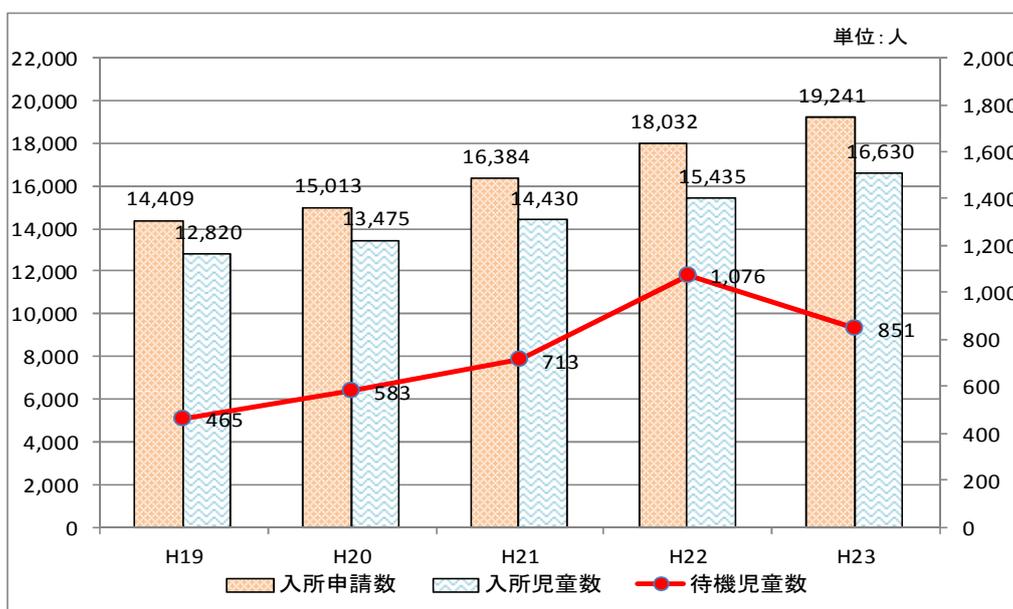
資料 1-6

設置主体	各年度4月1日時点				
	H19	H20	H21	H22	H23
川崎市	81	79	74	69	68
社会福祉法人	35	37	45	53	58
財団法人	3	3	3	4	4
社団法人	0	0	0	0	0
宗教法人	0	0	0	1	1
学校法人	1	1	2	4	4
株式会社（有限含）	3	14	18	27	42
NPO	0	1	2	3	3
	123	135	144	161	180

また、就学前児童数のうち認可保育所へ入所している児童数が、平成23年度には20%を超える割合になっています。（資料 1-7）

保育所入所申請数と入所児童数の推移

資料 1-7



	就学前児童数	入所児童数	増減	比率
H19	76,735	12,820	—	16.7%
H20	77,817	13,475	655	17.3%
H21	79,061	14,430	955	18.3%
H22	80,012	15,435	1,005	19.3%
H23	80,380	16,630	1,195	20.7%

※就学前児童数は各年度末の数

	入所申請数	増減	増加率
H19	14,409	—	—
H20	15,013	604	4.2%
H21	16,384	1,371	9.1%
H22	18,032	1,648	10.1%
H23	19,241	1,209	6.7%

7.5% … 平均

就学前児童数のうち、保育所を利用する児童の比率は平成23年度に20.7%となり2割を超えてきていること、及び入所申請者数も19,000人を超え、保育所の利用ニーズがますます高まっていると言える。

(4) 第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）

平成23年3月に川崎市の保育計画である「第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」を策定し、平成26年4月までには4,320人の定員枠の拡大を図るとともに、多様な保育ニーズへの対応、家庭保育福祉員の拡充、認可外保育事業の充実及び子育て家庭への支援の充実などを図っていくこととなっています。

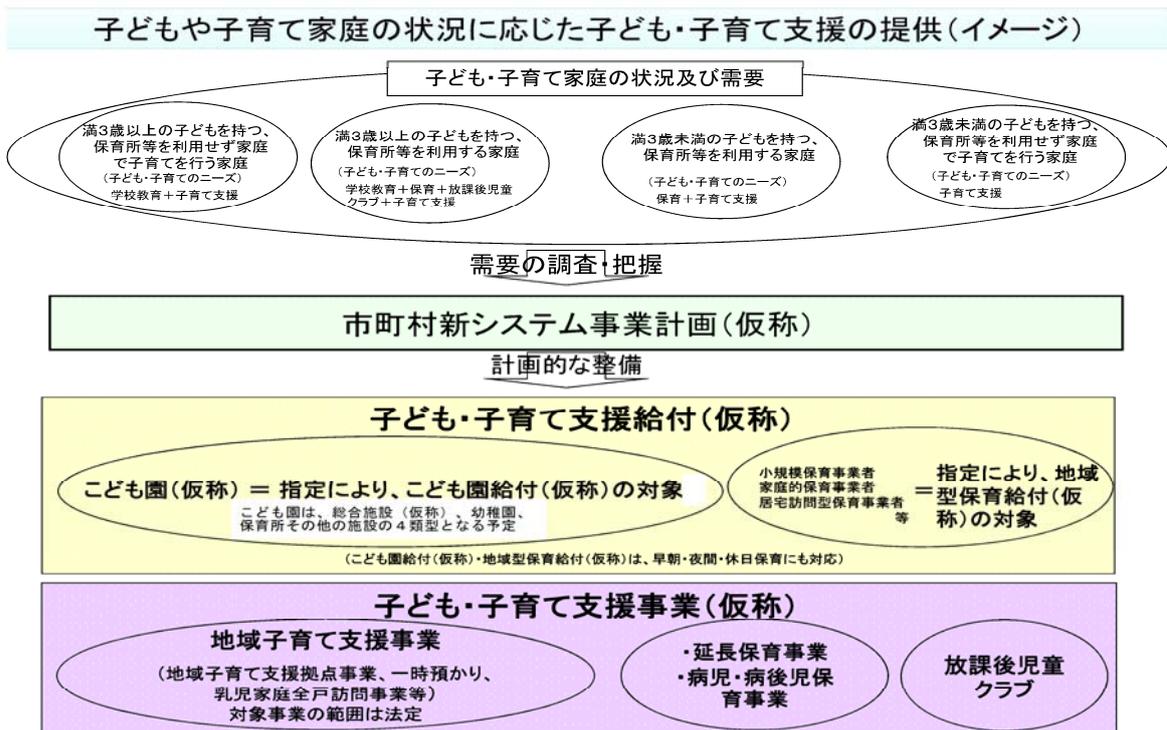
さらに、保育サービスの質の向上に向けた取組みとして、監査・指導体制の強化や第三者評価制度の受審の促進などの取組も進めていくこととなっています。

(5) 子ども・子育て新システム

政府は、急速な少子化が進行する中で、子ども・子育て支援が質・量ともに不足しており、縦割りになっている制度・財源が問題になっているとし、平成25年度を目処に、子ども・子育て新システムを立ち上げようと検討しています。社会が皆ですべての子どもたちを支援することを理念に掲げています。（資料1-8）

しかしながら、現時点では幼保一体化や様々な財源の一元化といった方向性が断片的に伝わるばかりで、詳細は不明なままです。就学前児童を育てている真最中の人々にとっては、今日の前にある保育サービスがどうあるべきか、その答えを出すことが求められています。新システムの内容が明らかになれば、現在からの継続性を含めて改めて検討されることになります。

資料 1-8



2 川崎市における保育所運営費の現状

(1) 保育所運営費とは

保育所運営費とは、市町村が児童福祉法の規定による保育所での保育の実施を行った場合における保育の実施につき、最低基準を維持するための費用であって、主に事業費、人件費、管理費に係る経費のことをいい、国はその2分の1を負担することとなっています。

保育所運営に係る経費は、運営費国庫負担金、運営費市負担金、保護者負担額（保育料）、市費に分かれています。（資料 2-1）

平成23年度予算ベース保育所運営費

資料 2-1

1. 保育所運営費

(1) 国の基準

運営費 14,913,067千円 (100%)		
国・市負担額 7,173,004千円 (48.1%)		保育料 (保護者負担額) 7,740,063千円 (51.9%)
運営費国庫負担額 1,980,154千円 (13.3%)	運営費市負担額 5,192,850千円 (34.8%)	

(2) 市の基準

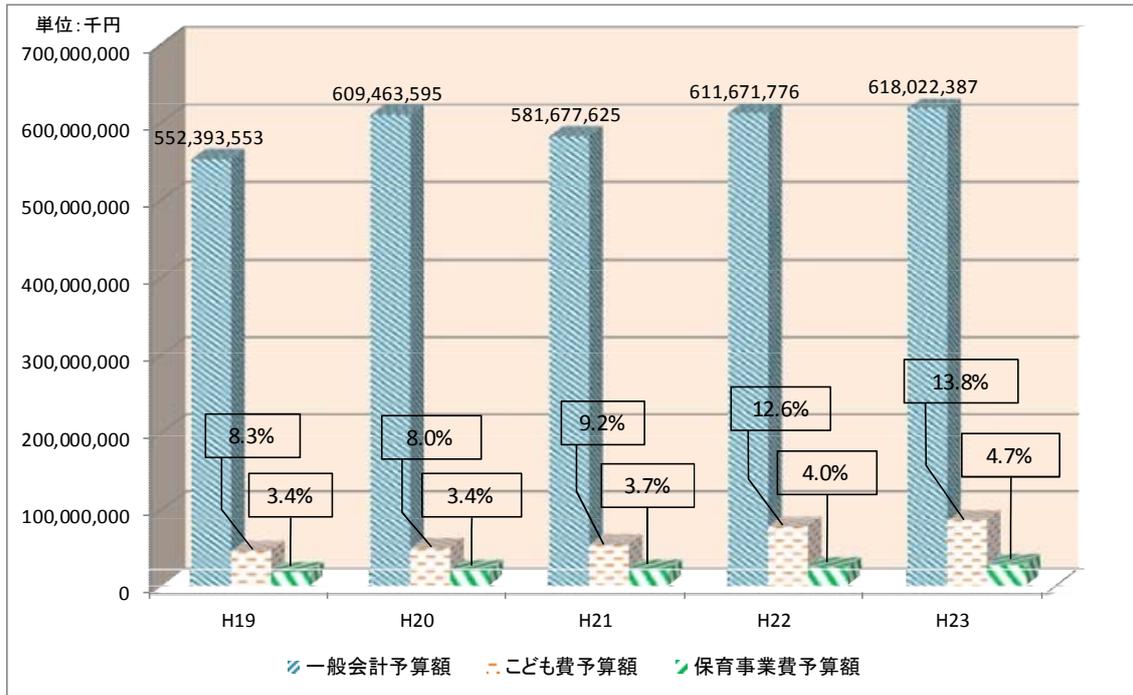
保育所運営に係る経費総額 25,770,061千円 (100%)				
運営費国庫負担額 1,980,154千円 (7.7%)	運営費市負担額 5,192,850千円 (20.2%)	保育料 7,740,063千円 (30.0%)		市費 (法定外負担金) 10,856,994千円 (42.1%)
		保護者負担額 5,139,405千円 (19.9%)	市費 (保育料軽減分) 2,600,658千円 (10.1%)	

(2) 川崎市一般会計予算に占める保育事業費

一般会計に占める割合は年々増加しており、平成19年度保育事業費の一般会計予算に占める割合は3.4%(186億円)でしたが、平成23年度には4.7%(288億円)となり、1.3ポイント(102億円)の増となっています。(資料2-2)

資料2-2

一般会計予算に占める子ども費及び保育事業費の割合(各年度予算ベース)



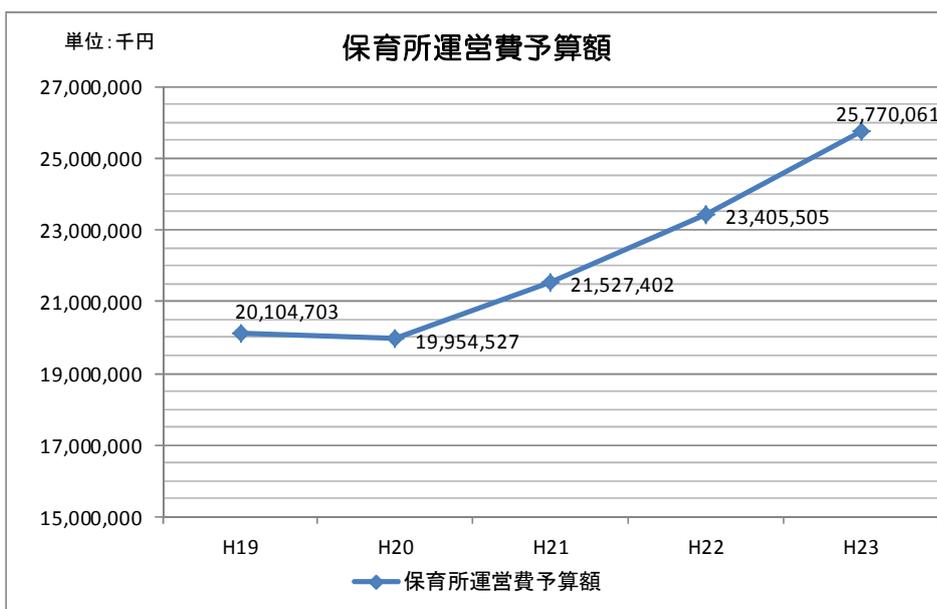
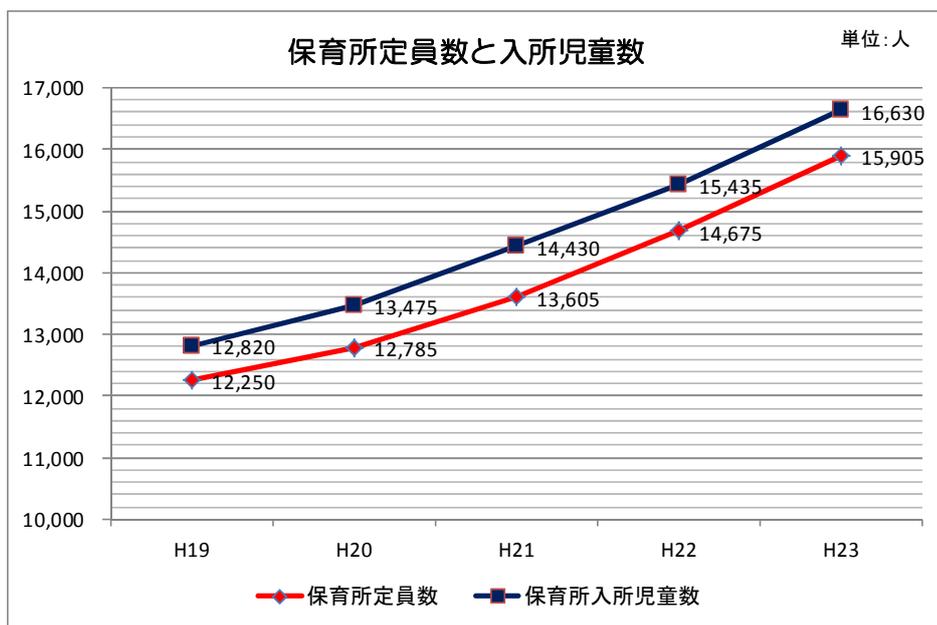
年度	一般会計 予算額	子ども費 予算額	構成比	保育事業費 予算額	構成比
H19	552,393,553	45,675,425	8.3%	18,608,290	3.4%
H20	609,463,595	48,907,240	8.0%	20,773,598	3.4%
H21	581,677,625	53,660,117	9.2%	21,720,459	3.7%
H22	611,671,776	77,082,693	12.6%	24,750,178	4.0%
H23	618,022,387	85,198,597	13.8%	28,868,506	4.7%

1.3ポイント、102億6,000万円の増

(3) 保育所運営費の推移

川崎市の保育所運営費予算は、資料2-3にあるとおり平成20年度以降増加を続けており、平成19年度には201億円の予算が平成23年度では257億円となっています。これは、平成19年度以降「川崎市保育緊急5か年計画」などに基づいた認可保育所の整備と保育所運営費が増加していることによるものです。

保育所入所定員数及び入所児童数の推移と保育所運営費の推移



平成20年度	: 定員 535人増	運営費 150,176千円減
平成21年度	: 定員 820人増	運営費 1,572,875千円増
平成22年度	: 定員1,070人増	運営費 1,878,103千円増
平成23年度	: 定員1,230人増	運営費 2,364,556千円増



増加する保育ニーズに対応するため「第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)」に基づき、認可保育所整備と多様な保育の充実を図ってきているが、財政負担も併せて大きくなってきている。

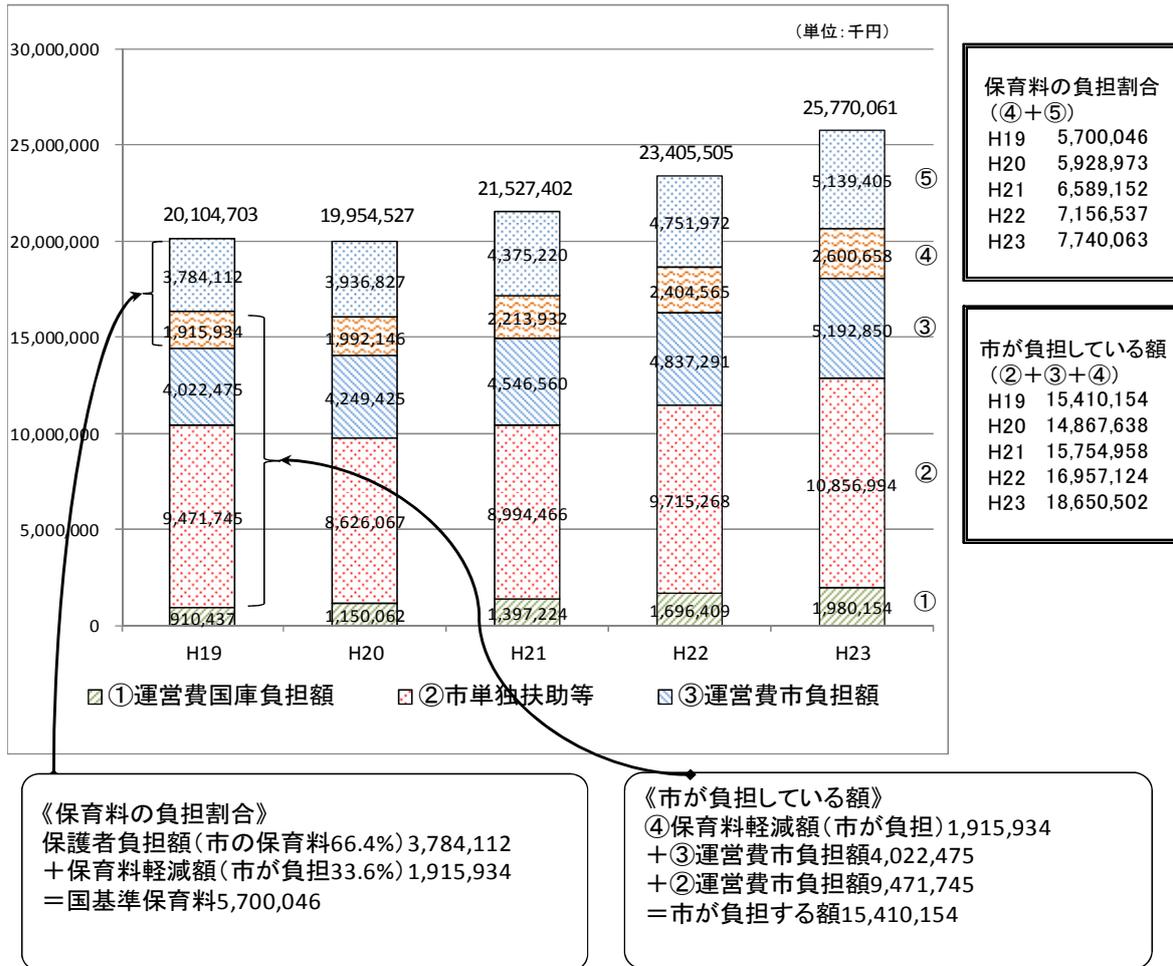
(4) 保育所運営経費と負担割合

次の表（資料 2-4）から川崎市が負担している額が増加していることがわかります。

平成 19 年度は 154 億円でしたが、平成 23 年度には 186 億円となり、32 億円の増となっています。

資料 2-4

保育所の運営経費と負担割合（各年度予算ベース）



また、保育所の運営経費の平成 23 年度予算ベースの年額とひとりあたりの経費については資料 2-5 のとおりとなっており、児童ひとりあたり平均月額 12 万 7,501 円で、そのうち保護者負担額は、2 万 5,428 円となっています。

保育所の運営経費と負担割合(平成23年度予算ベース)

1 国が定める運営経費(年額)

(単位:千円)

国が定める運営経費(国基準) 14,913,067 千円		
国の負担	市の負担	国基準保育料 (保護者負担)
1,980,154 千円	5,192,850 千円	7,740,063 千円

2 川崎市が保育所を運営する経費(年額)

(単位:千円)

川崎市が保育所を運営する経費 25,770,061 千円						
国が定める運営経費(国基準) 14,913,067 千円			川崎市が児童の処遇向上のために 負担している経費 (超過負担) 10,856,994 千円			
国の負担	市の負担	国基準保育料 100% 7,740,063 千円				
1,980,154 千円	5,192,850 千円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">保護者負担 (市の保育料)</td> <td style="width: 50%;">保育料軽減分 (市が負担)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">66.4% 5,139,405 千円</td> <td style="text-align: center;">33.6% 2,600,658 千円</td> </tr> </table>		保護者負担 (市の保育料)	保育料軽減分 (市が負担)	66.4% 5,139,405 千円
保護者負担 (市の保育料)	保育料軽減分 (市が負担)					
66.4% 5,139,405 千円	33.6% 2,600,658 千円					

3 児童ひとりあたりの月額経費と負担割合(平均月額)

【予算人員

202,116 人】

川崎市が保育所を運営する経費 127,501 円						
国が定める運営経費(国基準) 73,785 円			川崎市が児童の処遇向上のために 負担している経費 (超過負担) 53,716 円			
国の負担	市の負担	国基準保育料 100% 38,295 円				
9,797 円	25,693 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">保護者負担 (市の保育料)</td> <td style="width: 50%;">保育料軽減分 (市が負担)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">66.4% 25,428 円</td> <td style="text-align: center;">33.6% 12,867 円</td> </tr> </table>		保護者負担 (市の保育料)	保育料軽減分 (市が負担)	66.4% 25,428 円
保護者負担 (市の保育料)	保育料軽減分 (市が負担)					
66.4% 25,428 円	33.6% 12,867 円					

3 川崎市における保護者負担額の現状

(1) 保育料とは

2の(1)で述べたとおり、市町村が児童福祉法の規定に基づき保育を実施しますが、同法の規定で市長は保育所の運営に要する経費の全額又は一部を本人又はその扶養義務者から児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができるとしています。

この本人又は扶養義務者から徴収する費用は課税転用方式を採用しており、現在、国において最も合理的方法としています。

国の保育料徴収基準は8階層となっていますが、川崎市では26階層に細分化し各階層間の差額を少なくするとともに、負担割合を66.4%とし保護者負担の軽減を図っています。(資料3-1は国の基準額表)

保育所徴収金(保育料)基準額表

資料 3-1

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	9,000円
第3階層		市町村民税 課税世帯	19,500円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30,000円
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	27,000円 (保育単価限度額)
第6階層		44,500円	41,500円 (保育単価限度額)
第7階層		61,000円	58,000円 (保育単価限度額)
第8階層		80,000円 (保育単価限度額)	77,000円 (保育単価限度額)
		734,000円以上	104,000円 (保育単価限度額)
			101,000円 (保育単価限度額)

(2) 川崎市の保育料の経緯

川崎市では平成8年度から平成10年度にかけて保育料負担割合の引上げを行いました。それ以降13年間改定を行っていません。

平成 7年度：62.2%

平成 8年度：63.7%

平成 9年度：65.0%

平成10年度：66.4%

(3) 平成23年度川崎市保育料金額表（資料3-2）

ア 保育料階層区分

川崎市保育料金額表は所得に応じ、A階層（被保護世帯）B（市民税非課税世帯）C1からC3（市民税課税世帯）D1からD21（所得税課税世帯）の26階層に区分されており、3歳未満児保育料では無料から68,800円の設定となっています。また、第2子の保育料については、D11階層までは第1子の50%、D12階層以降は70%としています。さらに、第3子については全ての階層で無料としています。

平成23年度 川崎市保育料金額表

資料3-2

単位：円

区分	定義	3歳未満児保育料（月額）			3歳以上児保育料（月額）		
		基本保育料	第2子保育料	第3子保育料	基本保育料	第2子保育料	第3子保育料
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	0	3,300	1,650	0
C2	市民税所得割 5,000円未満	6,300	3,150	0	4,400	2,200	0
C3	市民税所得割 5,000円以上	7,100	3,550	0	5,400	2,700	0
D1	所得税 1,500円未満	9,200	4,600	0	7,100	3,550	0
D2	所得税 1,500円以上7,500円未満	10,600	5,300	0	8,100	4,050	0
D3	所得税 7,500円以上15,000円未満	12,500	6,250	0	9,700	4,850	0
D4	所得税 15,000円以上25,000円未満	15,500	7,750	0	12,700	6,350	0
D5	所得税 25,000円以上30,000円未満	15,900	7,950	0	13,000	6,500	0
D6	所得税 30,000円以上45,000円未満	21,000	10,500	0	17,000	8,500	0
D7	所得税 45,000円以上60,000円未満	25,800	12,900	0	20,900	10,450	0
D8	所得税 60,000円以上75,000円未満	31,000	15,500	0	24,100	12,050	0
D9	所得税 75,000円以上87,500円未満	34,600	17,300	0	25,400	12,700	0
D10	所得税 87,500円以上112,500円未満	37,400	18,700	0	26,000	13,000	0
D11	所得税 112,500円以上162,500円未満	40,900	20,450	0	26,400	13,200	0
D12	所得税 162,500円以上212,500円未満	43,000	30,100	0	26,400	18,480	0
D13	所得税 212,500円以上272,500円未満	46,300	32,410	0	27,500	19,250	0
D14	所得税 272,500円以上332,500円未満	48,700	34,090	0	27,800	19,460	0
D15	所得税 332,500円以上364,900円未満	51,800	36,260	0	28,800	20,160	0
D16	所得税 364,900円以上402,500円未満	52,200	36,540	0	29,200	20,440	0
D17	所得税 402,500円以上472,500円未満	55,400	38,780	0	30,900	21,630	0
D18	所得税 472,500円以上542,500円未満	57,400	40,180	0	31,300	21,910	0
D19	所得税 542,500円以上622,500円未満	59,100	41,370	0	31,400	21,980	0
D20	所得税 622,500円以上734,000円未満	59,600	41,720	0	31,500	22,050	0
D21	所得税 734,000円以上	68,800	48,160	0	31,500	22,050	0

イ 階層区分別入所児童数（資料 3-3）

平成23年9月1日現在の階層区分別入所児童数は、

A階層（被保護世帯）372人、全体の2.24%

B階層（市民税非課税世帯）920人、全体の5.54%

C階層（市民税課税世帯）589人、全体の3.55%

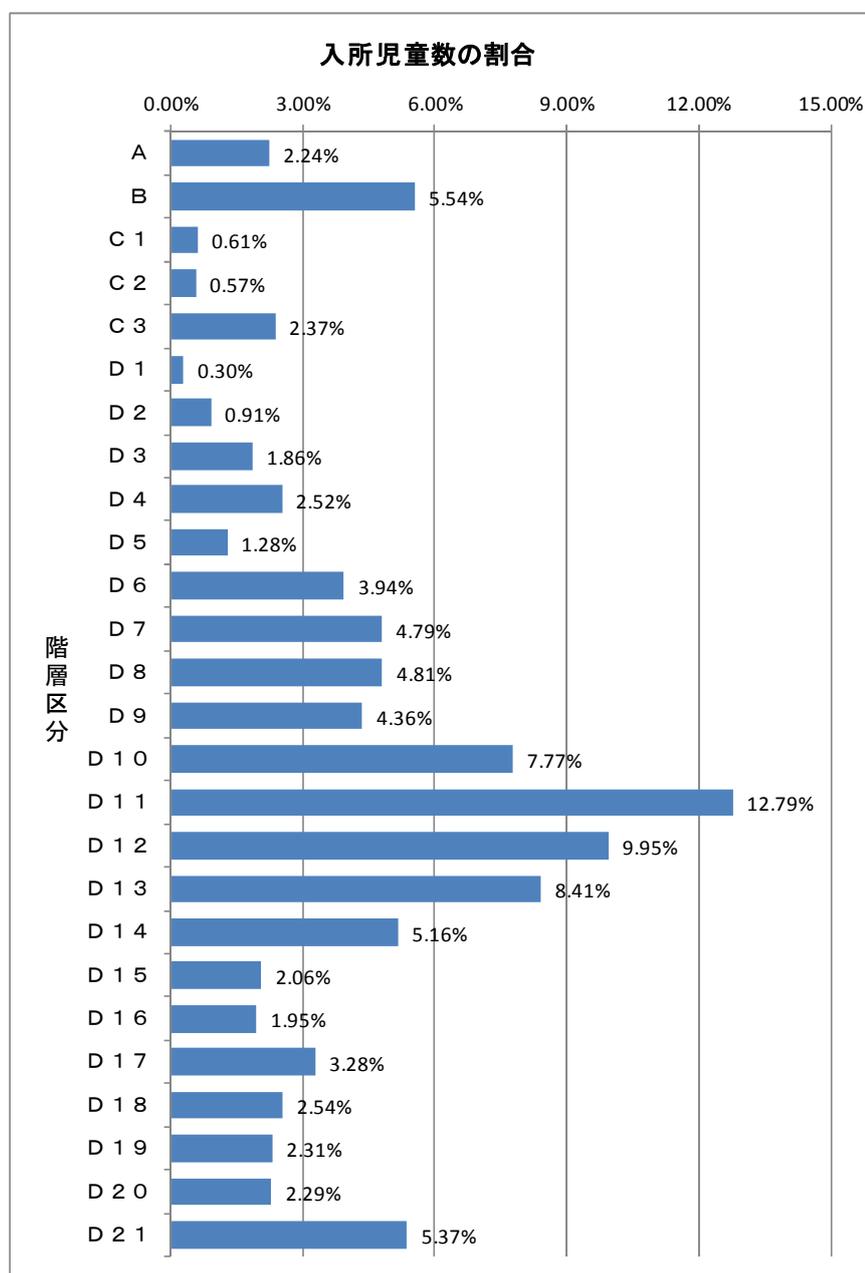
D階層（所得税課税世帯）14,720人、全体の88.67%

川崎市においては、D10階層からD13階層の所得階層が全体の約4割を占めており、D15からD20までは比較的少ないですが、D21階層が5.37%と比較的多くなっています。

階層区分別入所児童数（平成23年9月1日現在）

資料 3-3

階層	児童数	割合
A	372	2.24%
B	920	5.54%
C1	101	0.61%
C2	94	0.57%
C3	394	2.37%
D1	49	0.30%
D2	151	0.91%
D3	308	1.86%
D4	419	2.52%
D5	213	1.28%
D6	654	3.94%
D7	796	4.79%
D8	799	4.81%
D9	724	4.36%
D10	1,290	7.77%
D11	2,124	12.79%
D12	1,651	9.95%
D13	1,396	8.41%
D14	857	5.16%
D15	342	2.06%
D16	324	1.95%
D17	545	3.28%
D18	422	2.54%
D19	384	2.31%
D20	380	2.29%
D21	892	5.37%
合計	16,601	100%



ウ 施設類型別の保育費用等の比較

次の表（資料 3-4）は平成 22 年度決算ベースの施設類型別の月額保育費用（平均）となっていますが、利用者自己負担額については、認可保育所が 2 万 6, 292 円となっており、認定保育園は 4 万 1, 939 円と認可保育所と比べ 1 万 5, 000 円程度高くなっています。家庭保育福祉員は D 3 から D 4 階層、またおなかま保育室については D 6 から D 7 階層と比較的階層区分の低い方の利用が多いものと考えられます。

そして、児童一人平均公費負担額は認可保育所が 9 万 6, 097 円と他の制度より多くなっています。これに伴う自己負担格差が、認可保育所志向を強める結果ともなっています。

認可保育所における公立・民間の保育費用の差は、人件費比率の差を反映したもので、比較的若い職員が多い民間保育所の方が運営費が少なくなっています。民間保育所を増やすことで、川崎市では入所定員を効率よく増やして待機児童解消に努めてきました。

施設類型別保育費用等比較表

資料 3-4

(単位:円)

施設類型	項目	児童一人平均保育費用			利用者自己負担額			児童一人平均公費負担額		
		3歳未満	3歳以上	全体	3歳未満	3歳以上	全体	3歳未満	3歳以上	全体
認可保育所		162,853	92,197	122,389	31,369	22,503	26,292	131,484	69,694	96,097
	公立	183,407	115,941	142,909	29,343	21,758	24,790	154,064	94,183	118,119
	民間	146,587	74,077	106,601	32,783	23,108	27,448	113,804	50,969	79,153
認定保育園		99,109	58,729	86,950	41,939			57,170	16,790	45,011
地域保育園		56,376			55,538			838		
かわさき保育室		144,090	142,312	142,895	52,682			91,408	89,630	90,213
家庭保育福祉員 (保育ママ)		128,903	-		14,100	-	-	114,803	-	
おなかま保育室		110,646	-		24,411	-	-	86,235	-	
幼稚園	市費のみ	37,014			入園料	133,326		市費のみ	7,987	
	県費含む	45,302			保育料	29,027		県費含む	16,275	

※平成22年度決算ベース

※認定保育園、地域保育園及びかわさき保育室の自己負担額は、各施設の平均自己負担額。

※一人当たり月額。ただし、地域保育園は年額。

4 受益者負担のあり方の検討

(1) 検討課題

ア 財源確保

「第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」の推進

3つの基本方向

- (1) かわさきの子育て支援の充実
- (2) 社会全体で子育てを支える仕組みづくり
- (3) 新たな制度への対応と大都市等との広域連携

これらの基本方向の推進において、保育環境の整備と多様な保育ニーズへの適切な対応を行っていくためにも財源の確保が課題となる。

イ 負担の公平性

- (ア) 川崎市の保育料金額表の世帯の階層区分の定義などの不均衡

世帯の階層区分の定義における所得税額や保育料額の間差額の均衡

- (イ) 川崎市の保育関連施策で示されているとおり、様々な類型により利用者自己負担額に差が見られる。

利用しているサービスによる、保護者負担や受けられるサービスの間の負担額の差を縮小していくことが望ましい。

これらの課題を踏まえて、本委員会において保育料などのあり方について検討を行いました。

(2) 検討の視点

【視点1】認可保育所利用者間の負担の公平性

- ・ 保育料階層の定義の幅について

保育料の定義は所得に応じたものとなっておりますが、その幅は5,000円から111,500円となっており、各階層間で不均衡が見られるため所得税額の幅に着目しました。

- ・ 世帯の年間収入の目安の幅について

各階層の収入の目安の幅に、各階層で不均衡が見られるため、世帯の収入の目安の幅に着目しました。

- ・ 保育料額の幅について

各階層の保育料額の幅に不均衡が見られるため、保育料額の幅に着目しました。

【視点2】認可保育所以外の保育サービスとの負担の公平性

家庭保育福祉員や認定保育園などの制度により、様々な保育サービスが提供されていますが、制度間の利用者自己負担額などに差が見られるため、これらのサービスとの公平性にも着目しました。

【視点3】認可保育所における保育の質の向上について

「保育は人」といわれますが、保育所で勤務する職員の資質向上も保育サービス提供の重要な視点であることに着目しました。

5 保育料等のあり方

(1) 認可保育所保育料金額表の世帯の階層区分の定義のあり方

国の徴収基準では8階層であるのに対し、川崎市では保護者の負担能力に応じて、より所得税額等に応じた負担となるように26階層に設定しています。(資料5-1)

市保育料金額表定義の幅について

資料5-1

国保育料徴収金(保育料)基準額表

国階層		定義の間差額	3歳未満児の場合			3歳以上児の場合		
階層区分	定義		基本保育料	第2子保育料	第3子保育料	基本保育料	第2子保育料	第3子保育料
第1階層	被保護世帯		0	0	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯		9,000	4,500	0	6,000	3,000	0
第3階層	市町村民税課税世帯		19,500	9,750	0	16,500	8,250	0
第4階層	40,000円未満		30,000	15,000	0	27,000	13,500	0
第5階層	40,000円以上103,000円未満	63,000	44,500	22,250	0	41,500	20,750	0
第6階層	103,000円以上413,000円未満	310,000	61,000	30,500	0	58,000	29,000	0
第7階層	413,000円以上734,000円未満	321,000	80,000	40,000	0	77,000	38,500	0
第8階層	734,000円以上		104,000	52,000	0	101,000	50,500	0

川崎市保育料金額表

区分	定義	定義の間差額
A	被保護世帯	
B	市民税非課税世帯	
C1	市民税均等割のみ	
C2	市民税所得割 5,000円未満	
C3	市民税所得割 5,000円以上	
D1	1,500円未満	
D2	1,500円以上7,500円未満	6,000
D3	7,500円以上15,000円未満	7,500
D4	15,000円以上25,000円未満	10,000
D5	25,000円以上30,000円未満	5,000
D6	30,000円以上45,000円未満	15,000
D7	45,000円以上60,000円未満	15,000
D8	60,000円以上75,000円未満	15,000
D9	75,000円以上87,500円未満	12,500
D10	87,500円以上112,500円未満	25,000
D11	112,500円以上162,500円未満	50,000
D12	162,500円以上212,500円未満	50,000
D13	212,500円以上272,500円未満	60,000
D14	272,500円以上332,500円未満	60,000
D15	332,500円以上364,900円未満	32,400
D16	364,900円以上402,500円未満	37,600
D17	402,500円以上472,500円未満	70,000
D18	472,500円以上542,500円未満	70,000
D19	542,500円以上622,500円未満	80,000
D20	622,500円以上734,000円未満	111,500
D21	734,000円以上	

国基準の保育料は、児童福祉施設最低基準を維持する経費として、児童の給食に要する材料費、保育材料費や光熱水費等、人件費や管理費を基礎として設定されています。川崎市ではこの国基準より職員配置などを充実させることにより安定的な保育所運営ができるようにしていますが、市費の負担が増加していることから、今後もより良い保育の提供を行っていくためには、保護者の方々からの応分の負担の協力も必要であると考えます。

安定的な保育サービスの提供を行っていくこと、認可保育所入所児童の保護者全体で保育所の運営を支えていくという観点から、認可保育所の保護者の方々から一定の負担を求めていく必要があります。

しかし、現在の社会経済状況をみると家計への影響を考慮しなければなりません。また、認可保育所入所児童の保護者の方々に、高所得階層の方々の保育料については、平成22年度に国が第8階層を追加したことにもなって、川崎市では平成23年度に保育料金額表の最高階層を1階層増やしてD21階層とし、相当の負担をしていただいておりますが、さらに高額所得の方々には応分の負担をしてもらうための見直しも必要であると考えます。

保育料金額表の階層において、世帯の階層区分の定義の幅が低い階層から高い階層へ段階的に設定されることが望ましいところですが、均衡を欠いているため、適正な幅になるように設定することが必要であると考えます。

(2) 認可保育所保育料金額表の保育料額のあり方

保育料額は世帯の所得税額等により階層が決定されます。世帯の年間収入については、各保護者等の働き方や就労条件により様々ですが、一定の目安としました。(資料5-2)

保育料額の間差額を見ると、D階層における間差額が400円から9,200円となっており、階層ごとにバランスを欠いた設定となっています。

また、3歳未満児と3歳以上児の保育料額を比較すると、D21階層で3歳未満児は68,800円で3歳以上児は31,500円となっており、約2.2倍となっています。これは、保育士の配置基準が0歳児は児童3人に対し保育士1人、3歳児では児童20人に対し保育士1人となっていることと、食事の介助などの保育に多くの援助が必要となることなどにより、資料3-4にあるように保育費用が3歳未満児は162,853円、3歳以上児は92,197円と約2倍の差があることによります。

保育料額については、適正な世帯の階層区分の定義の幅とともに、各階層の幅に留意しながら、低所得者層に配慮した据え置きの設定、中間層には比較的小さい負担増、そしてある程度以上の高所得者層には応分の負担設定とすることが必要であると考えます。(資料5-2)

世帯収入の目安と基本保育料額の幅について

資料 5-2

区分	定義	世帯の年間 収入の目安	収入 の幅	3歳未満児		3歳以上児	
				基本 保育料	階層の 間差額	基本 保育料	階層の 間差額
A	被保護世帯			0		0	
B	市民税非課税世帯			0		0	
C1	市民税均等割のみ			5,300		3,300	
C2	市民税所得割 5,000円未満			6,300	1,000	4,400	1,100
C3	市民税所得割 5,000円以上			7,100	800	5,400	1,000
D1	1,500円未満	3,130,000 ~ 3,170,000	40,000	9,200	2,100	7,100	1,700
D2	1,500円以上7,500円未満	3,170,000 ~ 3,330,000	160,000	10,600	1,400	8,100	1,000
D3	7,500円以上15,000円未満	3,300,000 ~ 3,610,000	310,000	12,500	1,900	9,700	1,600
D4	15,000円以上25,000円未満	3,610,000 ~ 3,930,000	320,000	15,500	3,000	12,700	3,000
D5	25,000円以上30,000円未満	3,930,000 ~ 4,100,000	170,000	15,900	400	13,000	300
D6	30,000円以上45,000円未満	4,100,000 ~ 4,600,000	500,000	21,000	5,100	17,000	4,000
D7	45,000円以上60,000円未満	4,600,000 ~ 5,100,000	500,000	25,800	4,800	20,900	3,900
D8	60,000円以上75,000円未満	5,100,000 ~ 5,590,000	490,000	31,000	5,200	24,100	3,200
D9	75,000円以上87,500円未満	5,600,000 ~ 6,010,000	410,000	34,600	3,600	25,400	1,300
D10	87,500円以上112,500円未満	6,010,000 ~ 6,840,000	830,000	37,400	2,800	26,000	600
D11	112,500円以上162,500円未満	6,840,000 ~ 8,330,000	1,490,000	40,900	3,500	26,400	400
D12	162,500円以上212,500円未満	8,330,000 ~ 9,500,000	1,170,000	43,000	2,100	26,400	0
D13	212,500円以上272,500円未満	9,500,000 ~ 10,360,000	860,000	46,300	3,300	26,400	1,100
D14	272,500円以上332,500円未満	10,360,000 ~ 11,210,000	850,000	48,700	2,400	27,500	300
D15	332,500円以上364,900円未満	11,210,000 ~ 11,670,000	460,000	51,800	3,100	27,800	1,000
D16	364,900円以上402,500円未満	11,670,000 ~ 12,210,000	540,000	52,200	400	28,800	400
D17	402,500円以上472,500円未満	12,210,000 ~ 13,150,000	940,000	55,400	3,200	29,200	1,700
D18	472,500円以上542,500円未満	13,150,000 ~ 13,600,000	450,000	57,400	2,000	30,900	400
D19	542,500円以上622,500円未満	13,600,000 ~ 14,110,000	510,000	59,100	1,700	31,300	100
D20	622,500円以上734,000円未満	14,110,000 ~ 14,810,000	700,000	59,600	500	31,400	100
D21	734,000円以上	14,810,000 ~		68,800	9,200	31,500	0

○夫婦共働き、子ども2人

○夫婦とも収入は同じ、扶養児童は1人ずつ申告しているとして計算

○社会保険料は収入の約1割

○その他控除は基礎控除（380,000円）、扶養控除（380,000円、1人ずつ）

(3) 多子減免のあり方

川崎市の多子減免（第2子減免、第3子減免）については、階層区分により異なりますが、第1子の保育料（基本保育料）に対し、50%から70%の割合の設定となっています。

少子化対策及び次世代育成支援策の観点からも、お子さんの数が多くなれば家計への負担が大きくなるため、多子減免は必要な制度と考えられるため、引続き実施していかれることを望みます。

(4) 川崎市における保護者負担割合の検討結果

川崎市では、平成10年度以降、保護者負担割合を国基準保育料の66.4%としてきました。

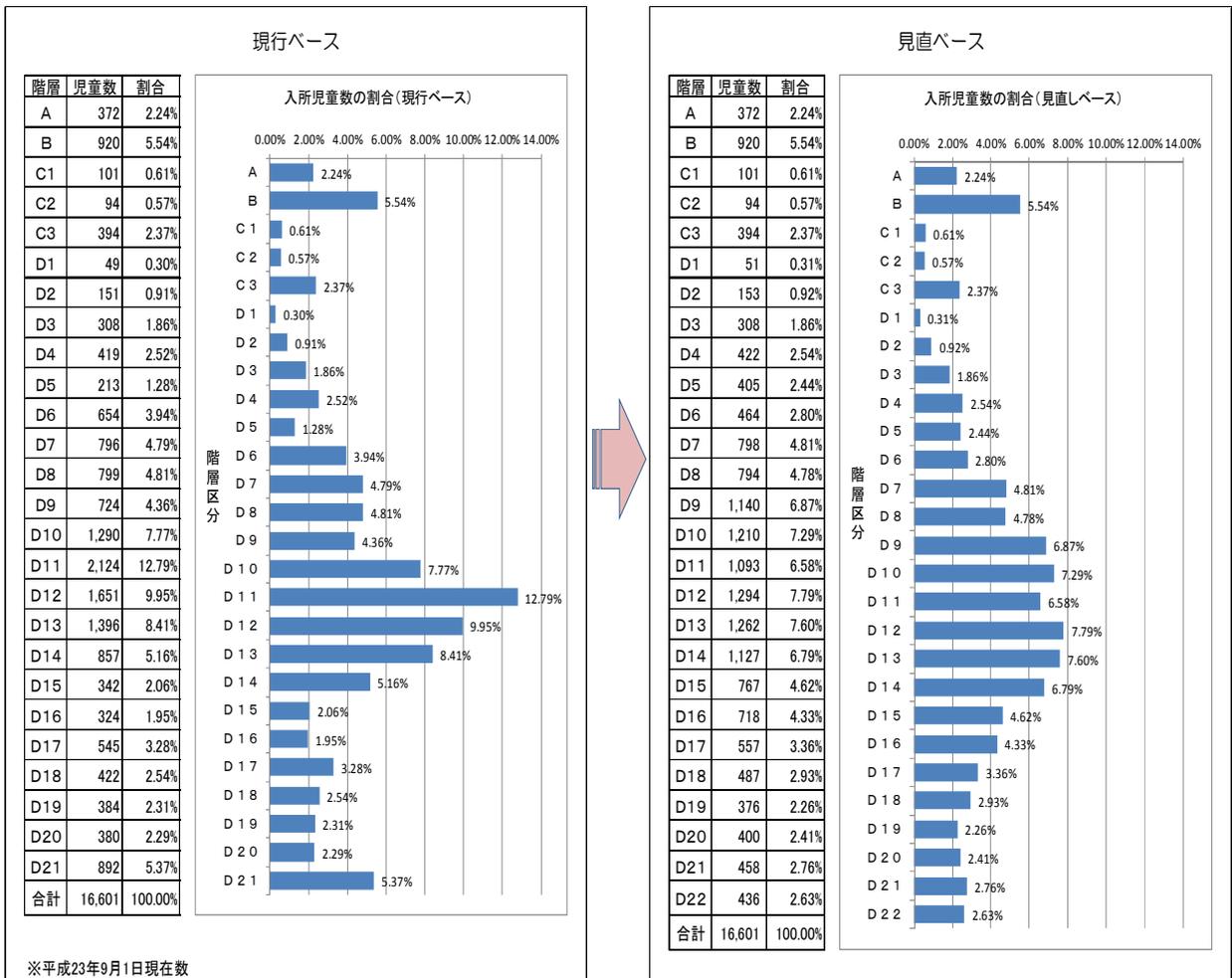
しかしながら、サービスの受給における保護者からの応分の負担を求めることについて、本委員会としては妥当であると考え、保護者負担割合を75%程度とし、低所得者層及び中間層へ配慮しつつ、保護者負担能力に応じた所得税の間差額の設定や保育料額の設定を見直すことを検討されるべきであると考えられます。

保護者負担割合約75%は、平成23年度の入所児童数実績で積算すると約6億7,200万円増に相当します。現時点における毎年20か所程度新設される保育所の運営費増に照らせば、事業費ベースで25%程度、一般財源ベースで35%程度をまかなう試算となります。この比率は現時点におけるシミュレーションであり、今後、川崎市において本委員会の報告をもって詳細に検討されることを望みます。(資料5-3、5-4、5-5)

(参考) 下表のようになだらかなカーブを描くようなイメージが必要

階層区分別入所児童数（現行と見直ベース比較）シミュレーション

資料 5-3



市保育料金額表 世帯の階層区分の定義の間差額シミュレーション

国保育所徴収金 (保育料)基準額表		川崎市保育料金額表					
国階層		現行ベース			見直ベース		
階層区分	定義	区分	定義	定義の間差額	区分	定義	定義の間差額
第1階層	被保護世帯	A	被保護世帯	—	A	被保護世帯	—
第2階層	市町村民税 非課税世帯	B	市民税非課税世帯	—	B	市民税非課税世帯	—
第3階層	市町村民税 課税世帯	C1	市民税均等割のみ	—	C1	市民税均等割のみ	—
		C2	市民税所得割 5,000円未満	—	C2	市民税所得割 5,000円未満	—
		C3	市民税所得割 5,000円以上	—	C3	市民税所得割 5,000円以上	—
第4階層	40,000円未満	D1	1,500円未満	—	D1	1,500円未満	—
		D2	1,500円以上 7,500円未満	6,000	D2	1,500円以上 7,500円未満	6,000
		D3	7,500円以上 15,000円未満	7,500	D3	7,500円以上 15,000円未満	7,500
		D4	15,000円以上 25,000円未満	10,000	D4	15,000円以上 25,000円未満	10,000
		D5	25,000円以上 30,000円未満	5,000	D5	25,000円以上 35,000円未満	10,000
		D6	30,000円以上 45,000円未満	15,000	D6	35,000円以上 45,000円未満	10,000
第5階層	40,000円以上 103,000円未満	D7	45,000円以上 60,000円未満	15,000	D7	45,000円以上 60,000円未満	15,000
		D8	60,000円以上 75,000円未満	15,000	D8	60,000円以上 75,000円未満	15,000
		D9	75,000円以上 87,500円未満	12,500	D9	75,000円以上 95,000円未満	20,000
		D10	87,500円以上 112,500円未満	25,000	D10	95,000円以上 120,000円未満	25,000
		D11	112,500円以上 162,500円未満	50,000	D11	120,000円以上 145,000円未満	25,000
第6階層	103,000円以上 413,000円未満	D12	162,500円以上 212,500円未満	50,000	D12	145,000円以上 180,000円未満	35,000
		D13	212,500円以上 272,500円未満	60,000	D13	180,000円以上 220,000円未満	40,000
		D14	272,500円以上 332,500円未満	60,000	D14	220,000円以上 270,000円未満	50,000
		D15	332,500円以上 364,900円未満	32,400	D15	270,000円以上 320,000円未満	50,000
		D16	364,900円以上 402,500円未満	37,600	D16	320,000円以上 390,000円未満	70,000
		D17	402,500円以上 472,500円未満	70,000	D17	390,000円以上 460,000円未満	70,000
		D18	472,500円以上 542,500円未満	70,000	D18	460,000円以上 540,000円未満	80,000
		D19	542,500円以上 622,500円未満	80,000	D19	540,000円以上 620,000円未満	80,000
第7階層	413,000円以上 734,000円未満	D20	622,500円以上 734,000円未満	111,500	D20	620,000円以上 730,000円未満	110,000
		D21	734,000円以上		D21	730,000円以上 999,000円未満	269,000
第8階層	734,000円以上	D22	734,000円以上		D22	999,000円以上	

川崎市保育料金額表見直案シミュレーション

現行ベース							見直ベース								
区分	3歳未満			3歳以上			区分	3歳未満			3歳以上				
	基本保育料	階層の間差額	第2子保育料	基本保育料	階層の間差額	第2子保育料		基本保育料	階層の間差額	第2子保育料	基本保育料	階層の間差額	第2子保育料		
A	0		0	0		0	A	0		0	0		0		
B	0		0	0		0	B	0		0	0		0		
C1	5,300		2,650	3,300		1,650	C1	5,300		2,650	3,300		1,650		
C2	6,300	1,000	3,150	4,400	1,100	2,200	C2	6,300	1,000	3,150	4,400	1,100	2,200		
C3	7,100	800	3,550	5,400	1,000	2,700	C3	7,100	800	3,550	5,400	1,000	2,700		
D1	9,200	2,100	4,600	7,100	1,700	3,550	D1	9,200	2,100	4,600	7,100	1,700	3,550		
D2	10,600	1,400	5,300	8,100	1,000	4,050	D2	13,200	2,600	6,600	1,300	8,200	100	4,100	50
D3	12,500	1,900	6,250	9,700	1,600	4,850	D3	17,200	4,000	8,600	2,350	9,300	-400	4,650	-200
D4	15,500	3,000	7,750	12,700	3,000	6,350	D4	21,200	4,000	10,600	2,850	10,400	-2,300	5,200	-1,150
D5	15,900	400	7,950	13,000	300	6,500	D5	25,200	4,000	12,600	4,650	13,000	0	6,500	0
D6	21,000	5,100	10,500	17,000	4,000	8,500	D6	29,200	4,000	14,600	4,100	16,400	-600	8,200	-300
D7	25,800	4,800	12,900	20,900	3,900	10,450	D7	33,200	4,000	16,600	3,700	19,800	-1,100	9,900	-550
D8	31,000	5,200	15,500	24,100	3,200	12,050	D8	37,200	4,000	18,600	3,100	23,200	-900	11,600	-450
D9	34,600	3,600	17,300	25,400	1,300	12,700	D9	41,200	4,000	20,600	3,300	26,600	1,200	13,300	600
D10	37,400	2,800	18,700	26,000	600	13,000	D10	45,700	4,500	22,850	4,150	30,300	4,300	15,150	2,150
D11	40,900	3,500	20,450	26,400	400	13,200	D11	47,700	2,000	23,850	3,400	30,400	4,000	15,200	2,000
D12	43,000	2,100	30,100	26,400	0	18,480	D12	49,700	2,000	34,790	4,690	30,500	4,100	21,350	2,870
D13	46,300	3,300	32,410	27,500	1,100	19,250	D13	51,700	2,000	36,190	3,780	30,600	3,100	21,420	2,170
D14	48,700	2,400	34,090	27,800	300	19,460	D14	53,700	2,000	37,590	3,500	30,700	2,900	21,490	2,030
D15	51,800	3,100	36,260	28,800	1,000	20,160	D15	55,700	2,000	38,990	2,730	30,800	2,000	21,560	1,400
D16	52,200	400	36,540	29,200	400	20,440	D16	57,700	2,000	40,390	3,850	30,900	1,700	21,630	1,190
D17	55,400	3,200	38,780	30,900	1,700	21,630	D17	60,000	2,300	42,000	3,220	31,000	100	21,700	70
D18	57,400	2,000	40,180	31,300	400	21,910	D18	64,500	4,500	45,150	4,970	31,100	-200	21,770	-140
D19	59,100	1,700	41,370	31,400	100	21,980	D19	69,000	4,500	48,300	6,930	31,200	-200	21,840	-140
D20	59,600	500	41,720	31,500	100	22,050	D20	73,500	4,500	51,450	9,730	31,300	-200	21,910	-140
D21	68,800	9,200	48,160	31,500	0	22,050	D21	78,000	4,500	54,600	6,440	31,400	-100	21,980	-70
D22							D22	82,500	4,500	57,750		31,500		22,050	

市基準月額合計	443,228,800
市基準年額合計	5,318,745,600

市基準月額合計	499,277,880
市基準年額合計	5,991,334,560

国基準額年額	8,010,159,036	負担割合
市基準年額	5,318,745,600	66.40%
	5,991,334,560	74.80%

約75%の場合、約6億7200万円の増
【参考】約70%の場合、約3億200万円の増

6 家庭保育福祉員制度とおなかま保育室の利用者負担のあり方の検討

(1) 家庭保育福祉員制度の利用者負担

川崎市の家庭保育福祉員制度における保護者負担額表については、認可保育所の金額表に準じていますが、おおむね60%から70%程度の割合で設定されています。（資料6-1）

資料6-1

家庭保育福祉員制度基本委託料保護者負担額表

H23.4現在
(単位：円)

階層区分	各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		保護者負担額（月額）		
	定	義	基本額	第2子負担額	第3子以降負担額
A		被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0
B	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市民税非課税世帯	0	0	0
C1		市民税均等割のみ	2,900	1,450	0
C2		市民税所得割 5,000円未満	3,500	1,750	0
C3		市民税所得割 5,000円以上	3,900	1,950	0
D1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税 1,500円未満	5,000	2,500	0
D2		所得税 1,500円以上 7,500円未満	6,500	3,250	0
D3		所得税 7,500円以上15,000円未満	8,000	4,000	0
D4		所得税 15,000円以上25,000円未満	10,100	5,050	0
D5		所得税 25,000円以上30,000円未満	13,100	6,550	0
D6		所得税 30,000円以上45,000円未満	15,200	7,600	0
D7		所得税 45,000円以上60,000円未満	18,000	9,000	0
D8		所得税 60,000円以上75,000円未満	20,500	10,250	0
D9		所得税 75,000円以上87,500円未満	22,900	11,450	0
D10		所得税 87,500円以上112,500円未満	26,200	13,100	0
D11		所得税 112,500円以上162,500円未満	29,300	14,650	0
D12		所得税 162,500円以上212,500円未満	30,500	21,350	0
D13		所得税 212,500円以上272,500円未満	34,100	23,870	0
D14		所得税 272,500円以上332,500円未満	35,100	24,570	0
D15		所得税 332,500円以上364,900円未満	36,200	25,340	0
D16		所得税 364,900円以上402,500円未満	37,800	26,460	0
D17		所得税 402,500円以上472,500円未満	39,000	27,300	0
D18	所得税 472,500円以上542,500円未満	40,700	28,490	0	
D19	所得税 542,500円以上622,500円未満	41,100	28,770	0	
D20	所得税 622,500円以上	41,300	28,910	0	

(2) おなかま保育室の利用者負担

川崎市の独自施策であるおなかま保育室における保護者負担額表については、認可保育所の金額表に準じていますが、おおむね80%から90%程度の割合で設定されています。(資料6-2)

資料6-2

「おなかま保育室」保護者負担額表

H23.4現在
(単位：円)

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		保護者負担額(月額)		
階層区分	定義	基本額	第2子負担額	第3子以降負担額
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0
B	A階層及びD階層を除き	0	0	0
C1	前年度分の市町村民税の	3,600	1,800	0
C2	額の区分が次の区分に該	4,100	2,050	0
C3	当する世帯	5,000	2,500	0
D1		6,500	3,250	0
D2		8,200	4,100	0
D3		10,100	5,050	0
D4		12,800	6,400	0
D5		16,200	8,100	0
D6		19,700	9,850	0
D7		23,100	11,550	0
D8		26,400	13,200	0
D9	A階層を除き前年分の所	29,700	14,850	0
D10	得税課税世帯であってそ	33,000	16,500	0
D11	の所得税の額の区分が次	36,000	18,000	0
D12	の区分に該当する世帯	38,900	27,230	0
D13		41,500	29,050	0
D14		43,600	30,520	0
D15		45,300	31,710	0
D16		46,800	32,760	0
D17		48,100	33,670	0
D18		49,200	34,440	0
D19		49,700	34,790	0
D20		50,000	35,000	0

(3) 利用者負担額のあり方について

認可保育所の保育料金額表に準じていることから、認可保育所の金額表と同様に低所得者層への配慮を行いながら、見直す必要があると考えます。

しかし、認可保育所と両制度との違いに留意しこれまでと同程度の割合での設定が望ましいと考えます。

7 その他の保育施策

(1) 保育料徴収における保育料収納率の向上に向けた取組み

保育料は入所しているお子さんの保育にかかる費用であるため、いわゆる子育てという観点から鑑みると保育料が未納となることは大きな問題であると考えます。

川崎市の保育料収納率は、平成22年度決算ベースで現年度分99.0%、過年度分も含めると96.0%の収納率となっており、政令指定都市のなかでも高い収納率となっているところです。

引続き収納率向上の取組を進めていくことが必要です。

(2) 保育の質の向上に向けた取組み

川崎市では、公立保育所と民営保育所がそれぞれの特徴を生かしながら保育の質の向上に努めてきています。川崎市の認可保育所では全ての保育所において障害児保育を行うなど先進的な取組も行っています。

公立保育所はもとより、民営保育所においては、保育団体が開催する研修や、各運営法人が開催する研修等を通じて、保育士等の職員の知識や意識の向上、また保育技術の向上などを行ってきています。

今後も、川崎市内の認可保育所の安定的な運営が図れるよう取り組むとともに、子どもたちの健やかな育ちのために、職員の資質の向上のための研修などの充実に努めていくことを望んでいます。

(3) 子育て支援の充実

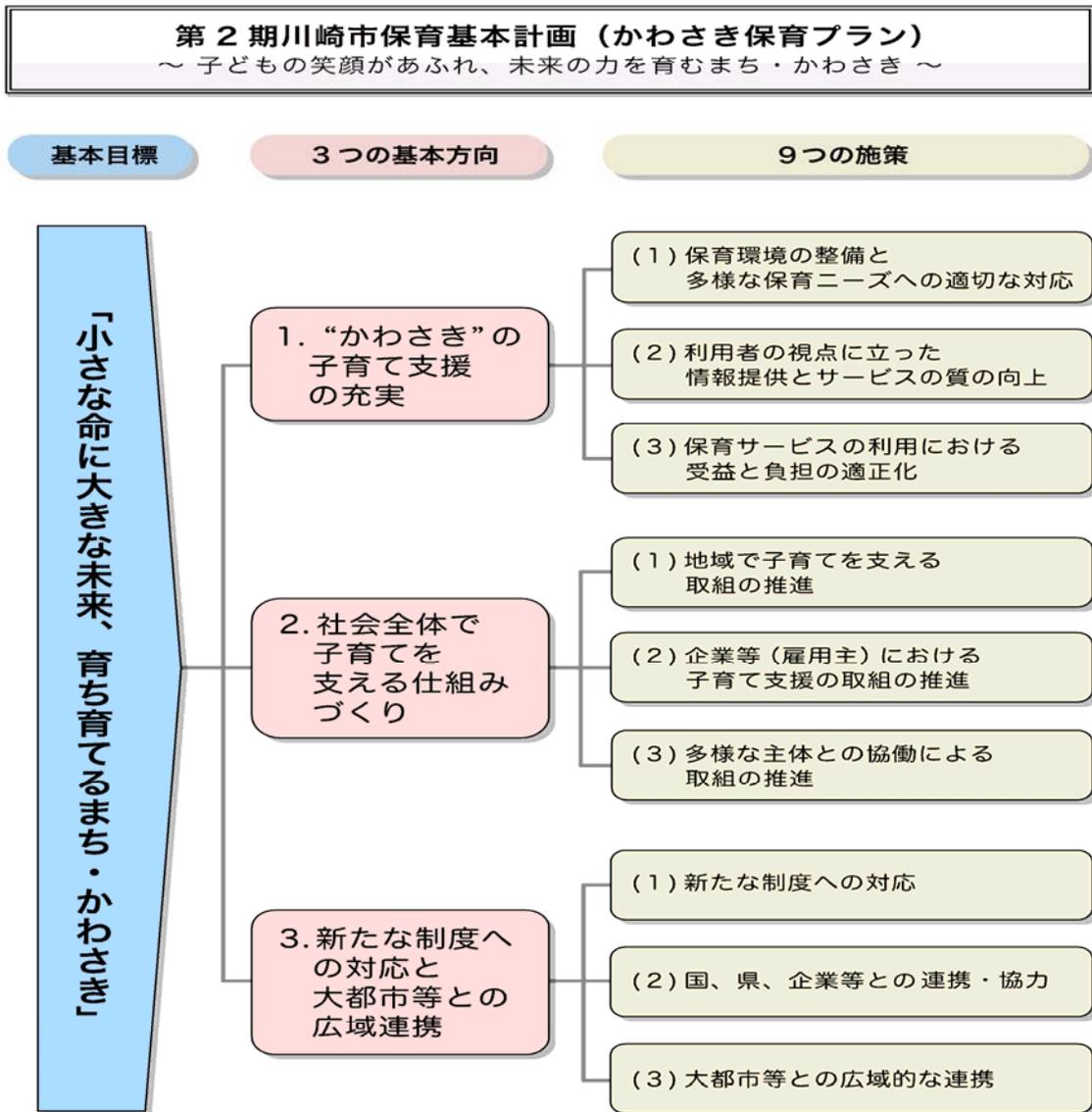
本委員会で検討した結果を踏まえて、川崎市において川崎市保育料金額表を改定していくこととなると思われますが、広く子育て家庭への支援の充実を図ることも大変重要な事項であることが議論のひとつとなりました。

川崎市における子育て支援事業として、一時保育事業、休日保育事業、年末保育事業や認可保育所における地域活動事業や相談事業が実施されています。第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）にも掲げられていますが、社会全体で子育てを支える仕組みづくりに一層の取組を行うべきものであると考えます。

8 おわりに

川崎市においては、「小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき」を基本目標とし、すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障され、家庭の役割の遂行が尊重できる取組を多様な主体との協働により推進することを目的として、第2期川崎市保育基本計画（保育プラン）を策定し、9つの施策が展開されています。（下表参照）

【計画の体系図】



この計画に基づき、子育て支援情報提供事業などの新たな取組や、国の新たな制度である「子ども・子育て新システム」への対応などの検討も進められています。これらの施策を行うためには財源確保が重要な課題であり、市の財政の現状から、さらなる上乗せは困難であります。そこで受益と負担という観点から、現在保育サービスを利用している方々で負担可能な方には一定の負担をしていただくことが望まれます。それにより、広く子育て支援に

その財源が使用されることが求められています。

本委員会としては、保育サービス利用の際の保護者負担率 66.4%から 75%程度まで引き上げさせていただくことを検討いたしました。

また、一定の負担をしていただくにしても、家計への負担を軽減する必要から、低所得者層から中間層へ配慮をした保育料額にすることも考慮しています。

一方、新たな取組も進められているところです。保育所の増設、保育時間の延長等に伴い、保育所における職員の資質向上などの面の取組みも重要な要素であることから、研修の充実や各保育所における OJT の取組みを充実させていく必要があります。市と保育所運営事業者の両者に積極的な取組みを望むものです。

川崎市は、保育所を利用する子ども、在宅の子どもや幼稚園などを利用する子どもなど、全ての子どもが安心して安全な場所において生活を送る権利を念頭に置きながら、子育てに関わる施策を進める努力を行っていただきたい。

また、子育ての基本はあくまでも家庭にあります。核家族化などによる社会的孤立や児童虐待などの様々な問題があるように、保護者の方々と共に家庭の重要性を再認識し、地域社会で子育てを支えていくということがますます重要であることは論を待ちません。

川崎市は未来を託す子どもたちのために、その役割を果たすために絶えず議論を行うことが必要です。

これまで本委員会において、川崎市の保育サービス利用のあり方について検討を行ってきました。各委員から様々なご意見をいただきましたが、特に第 2 期川崎市保育基本計画を実施するに必要な財源の確保に「保育サービスの受益と負担の適正化」が必要であることに意見が一致したことを報告いたします。この報告が「小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき」の実現への一助になることを望みます。

9 川崎市保育サービス利用のあり方検討委員会経過

平成23年9月28日

第1回川崎市保育サービス利用のあり方検討委員会

【検討内容】

- ・川崎市における保育関連施策について
- ・川崎市の就学前児童の養育状況
- ・認可保育所の入所状況、認可保育所数の推移等
- ・保育所入所申請数と入所児童数の推移
- ・一般会計予算に占めるこども費及び保育事業費の割合
- ・保育所の運営経費と負担割合
(平成23年度予算ベース、各年度予算ベース)
- ・政令指定都市保護者負担割合
- ・政令指定都市保育料収納率の比較 など

平成23年10月24日

第2回川崎市保育サービス利用のあり方検討委員会

【検討内容】

- ・施設類型別保育費用等比較表
- ・階層区分別入所児童数(平成23年9月1日現在)
- ・保育料金額表定義の間差額と保育料の間差額

平成23年11月14日

第3回川崎市保育サービス利用のあり方検討委員会

【検討内容】

- ・市保育料金額表「定義の間差額」について
- ・階層区分入所児童数(現行と見直ベース)
- ・川崎市保育料金額表見直案

平成23年11月28日

第4回川崎市保育サービス利用のあり方検討委員会

【検討内容】

- 報告書(案)について

川崎市保育サービス利用のあり方検討委員会設置要綱

平成23年8月29日

23川市保第971号

【こども本部長専決】

(目的)

第1条 児童福祉法第35条の規定に基づき設置された保育所において、同法第24条の規定に基づき保育を実施した場合に、同法第56条の規定に基づき本人又はその扶養義務者から徴収する保育費用の負担のあり方等について検討することを目的として、川崎市保育サービスのあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 次に掲げる事項について協議、検討する。

- (1) 本人又は扶養義務者から徴収する保育費用の負担のあり方に関する事。
- (2) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉協議会代表
- (3) 保育所運営者代表
- (4) 幼稚園運営者代表
- (5) 福祉サービス第三者評価評価者代表
- (6) 市民団体代表
- (7) 保護者代表

3 委員が欠けた場合には、補欠の委員を委嘱することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、委員の合議によって決するものとするが、協議が調わないときは、委員長及び副委員長の協議によるものとし、委員長及び副委員長の協議が調わないときは、委員長が決するものとする。

4 委員長は、会議の運営のために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 この検討委員会の事務を処理するため、市民・こども局こども本部子育て施策部保育課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等について必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月29日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

川崎市保育サービス利用のあり方検討委員会名簿

区 分	氏 名	所 属
学識経験者（児童福祉）	小林 育子	元田園調布学園大学副学長
学識経験者（社会保障）	和泉 徹彦	嘉悦大学経営経済学部准教授
社会福祉協議会代表	土屋 加代子	(福) 川崎市社会福祉協議会事務局 次長・総務部長
保育所運営者代表	奥村 栄	(財) 川崎市保育会理事長 下作延中央保育園園長
幼稚園運営者代表	伊藤 夏夫	(社) 川崎市幼稚園協会会長 丸山幼稚園園長
福祉サービス第三者評価評価 者代表	地主 弘	(社) 神奈川県経営診断協会理事長 地主経営コンサルタント事務所 (中小企業診断士)
市民団体代表	筆本 三希	子育てグループ Poco aPoco 代表
保護者代表	山中 治子	公立保育所保護者会代表